

日本司法支援センター中期目標

令和 8 年 2 月 2 4 日

法 務 大 臣 指 示

綜合法律支援法（平成 1 6 年法律第 7 4 号）第 4 0 条の規定に基づき、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

支援センターは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「綜合法律支援」という。）の実施及び体制整備の中核を担う法人である。

支援センターは、平成 1 8 年の業務開始以来、全国に設置した拠点において、常勤弁護士を含む職員により関係機関等と連携するなどして、綜合法律支援法に定められた情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務等の各種業務を適切かつ迅速に実施し、綜合法律支援の担い手として、その地歩を確立してきた。

そして、支援センターは、設立・業務開始後のこれまでの約 2 0 年間に於いて、社会情勢の変化や多様化する法的需要を受けて、大規模災害の被災者、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者・障害者等、ストーカー・DV・児童虐待の被害者、旧統一教会問題等の被害者、一定の重大犯罪の被害者等に対する新たな法的援助を開始し、また、司法ソーシャルワークやひとり親支援の充実を図るなど、その業務範囲を大きく拡大させ、司法アクセス向上に大きく寄与してきた。

政府全体の政策方針との関係では、例年 6 月に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太の方針）において、毎年「綜合法律支援の充実」が掲げられているほか、別添政策体系図のとおり政府決定等において、外国人、高齢者、障害者、犯罪被害者への支援センター

による法的支援を充実させる旨が記載されるなど、支援センターの各種業務の重要性が確認されるとともに、今後、民事法律扶助を中心として、更に充実した総合法律支援を提供していくことが強く期待されている。

以上のように、支援センターに対しては、引き続き社会情勢等の変化により様々な困難を抱える国民等への法的支援を、ニーズに応じて適時適切に実施することが求められているが、令和8年4月に設立から20年という節目を迎える今中期目標期間においては、この20年を振り返りつつ、大きく変容しつつある社会構造、社会情勢の変化も見据えて、既存のやり方にとらわれることなくその責務を果たしていくことが望まれる。具体的には、我が国では、近時、人口減少や少子高齢化という社会構造の変化が地域差を伴いながら急速に進むことが見込まれるとともに、在留外国人の急速な増加により多文化共生に対応していくことが求められているが、総合法律支援の担い手としての支援センターの使命を果たすためには、これら社会構造の変化等に対応し、地方事務所や地域事務所等の既存の体制にこだわらずに、持続可能な総合法律支援体制を整備していかなければならない。併せて、増加する在留外国人を始めとして、子ども、高齢者、障害者、被災者、犯罪被害者等の様々な困難を抱える方々に対し、その必要性に応じてあまねく法的支援を提供できるよう、支援センターの業務体制及び業務内容を充実させる必要がある。

支援センターがこうした期待される役割を十全に果たすことができるよう、第5期中期目標期間における業務実績についての評価結果等も踏まえ、第6期中期目標は以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図

第2 中期目標の期間

支援センターの中期目標（第6期）の期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。

第3 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

1 業務運営の基本的姿勢

支援センターは、国民と司法とを結ぶ架け橋として、司法サービスが国民に身近で利用しやすい社会を実現するために各種業務を実施する法人で

あることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、法的ニーズの変化に対応するよう、様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心掛ける姿勢を基本とする。

20年にわたる様々な法的支援の取組・実績を振り返り、今後の社会構造の変化も見据えて必要に応じた業務改善等の検討を積極的に進める。

主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、デジタル技術も利活用した効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。

2 組織基盤の充実・強化

(1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の採用・配置及び能力向上

支援センター職員が、やりがいと誇りを持って職務を遂行することが、支援センターの組織基盤の充実・強化を支えるが、昨今の人口減少や少子高齢化等の影響により、全国的に必要・十分な職員を採用・配置することの難しさが見えてきている。

職員の採用・配置は、全国的に均質な法的サービスを提供する重要性を踏まえつつ、法的ニーズの多様化や地域の実情、業務のデジタル化等に基づく業務量の変動の把握・分析を実施するとともに、必要な地域における採用の推進や配置に関する職員の負担の軽減策も検討し、個々の職員のワークライフバランスの充実に配慮した適正かつ効率的なものとする。

また、職員にキャリアパスを示した上、多様な経験を積むことができる人事配置等を行うとともに、幅広い業務内容に対応できるだけの十分な知識・経験を得させるため、オンライン研修も活用しながら、各職員の役職・年次・経験等に応じた研修を適切に実施し、職員の能

力向上を図る。さらに、既存業務の運用変更や多様化する法的ニーズに対応した新規業務の実施に的確に対応するため、特定の業務に通じた専門性を有する人材の育成策を検討する。

【指標】

- ・新卒採用者向けに実施する業務説明会又はインターンシップ等を年度計画で定めた回数実施するとともに、実施場所の選定を工夫する。

【指標及び評価の考え方】

- ・適切な人材の確保につながる取組を実施できているかという観点から、上記指標の内容を評価する。
- ・職員の採用・配置・研修に関して、同様の観点から評価できる取組を実施した場合には、それらの取組も併せて評価する。

イ 常勤弁護士の採用及び配置

常勤弁護士は、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案、対応困難な事案、様々な事情から社会的に孤立しがちで法的支援の必要性及び有効性を認識できずにいる方や、社会のデジタル化に対応できない方等へのアウトリーチによる支援が必要な事案等を、全国各地において受任し、司法アクセス向上に努めており、国民生活に欠かせないセーフティネットとしての役割を担っている。支援センターの一般職員同様、常勤弁護士についても、採用・配置の難しさが見えつつある中、その職責を十分に理解し、積極的に活躍する意欲のある人材を確保し、全国に配置することが、支援センターが今後一層発展していくために重要である。

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を必要数確保できるよう、常勤弁護士の魅力の発信も含めて採用活動を工夫する。

また、常勤弁護士を配置する際には、常勤弁護士のライフプラン及びキャリアプランに配慮しつつ、各地域における法的ニーズや事務所

ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価し、目標達成に向けた具体的方策を検討する一方で、採算性の乏しい事案を受任するなどセーフティネットとしての役割を考慮して、配置人数の適正化を図ることで、常勤弁護士が効率的・効果的に能力を発揮できる体制を構築する。

さらに、常勤弁護士については、そのセーフティネットとしての役割などを踏まえ、各地域における支援の拠点となる地方事務所のうち、併設法律事務所を設置できずに常勤弁護士を配置できていない事務所への配置の促進に向け、地元弁護士会との協議や司法アクセス向上に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどして常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を推進する（第３の２(3)事務所の存置等の支援拠点・支援スキームの整備において評価する司法過疎地域事務所の存廃に関する事項及び第４の４司法過疎対策業務において評価する司法過疎対策は、それらの項目において評価するため、本項目の評価対象としない。）。

【指標】

- ・地域の実情等を踏まえつつ、常勤弁護士の年間平均業務量について、中期目標期間最終年度までに、法律相談１１０件相当、代理援助３０件相当（有償事件を含む。）、国選弁護１５件相当以上とすることを目指す。
- ・常勤弁護士の採用数確保に向けた具体的方策（大学生や法科大学院生等に向けた常勤弁護士による説明会等）を、年度計画で定めた回数実施する。

【困難度：高】

常勤弁護士の未配置地方事務所への配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから、困難度は高い。

ウ 常勤弁護士の資質の向上

常勤弁護士には、司法アクセス障害を認識し、これを解消しようとする意欲及び実行する能力等が求められる。これらの意欲・能力向上のため、日本弁護士連合会とも協議しながら採用直後の常勤弁護士に係る養成方針を検討し、養成期間中やその後の各段階において必要な研修等を実施した上、各研修等によって得られた効果を検討・分析して研修の充実化に努め、将来的に支援センターの中核となって職務を担う人材の育成を図る。研修等の実施に当たっては、その目的に応じて集合研修及びオンライン研修を使い分けるなど、効率的な実施方法を検討する。

また、常勤弁護士を支える法律事務所職員についても、法律事務の専門性に関わる研修を実施するなどして体制を充実させ、支援センター全体として、常勤弁護士の業務の質の向上に努める。

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務及び犯罪被害者支援業務について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、地域の実情に応じて、法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数について検討・分析の上、必要数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

(3) 事務所の存置等の支援拠点・支援スキームの整備

事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえ、各地域における法的ニーズ、一般契約弁護士等の数及び受任状況、各事務所の業務量や地域事情に加え、後述の支援拠点・支援スキームの構築状況等を考慮し、事務所の存廃、移設、統合及び設置の必要性を検討する。また、社会構造の変化により、職員の採用・配置に難しさがあることを前提としながらも、必要なサービスを提供し続けることのできる持続可能な総合法律支援体制であることが求められ

ることから、既存の形態の事務所のほかにも、地方公共団体等の関係機関等と連携し、デジタル技術も活用した柔軟かつ機能的な支援拠点・支援スキームの構築も検討する。

また、事務所の施設等については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に照らし、高齢者や障害者等に対する合理的配慮を的確に行うとともに、利用者・職員双方の安心・安全のため、防犯・防災に努める。

【指標】

- ・地方公共団体等との連携により構築した支援拠点・支援スキームの数（本中期目標期間に新たに構築し、同期間中これを維持・改善している支援拠点・支援スキームを含む。）を中期目標期間を通じて増加させる。

3 司法アクセス拡充のための体制整備

(1) 関係機関連携等に基づく法的ニーズの掘り起こし

関係機関連絡協議会、地方協議会の開催及び業務説明等により、国、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との緊密な連携を図るとともに、様々な事情から法的支援を必要としながら声を上げられずに司法につながっていない国民等に適切な支援を提供するため、令和7年度に実施したニーズ調査の結果等も踏まえながら、これらの関係機関・団体と情報共有・意見交換・業務連携をし、国、地方公共団体等から委託を受けて行う業務の積極的活用の検討を含め、法的ニーズの掘り起こしに努めていく。

【指標】

- ・各地方事務所において、毎年度、地方協議会を1回以上開催するとともに、意見交換会を年度計画で定めた回数実施する。
- ・地方公共団体等の関係機関・団体から収集した法的ニーズや各地域における連携の在り方を共有し、法的ニーズへの対応方法や連携の更なる充実について協議するため、支援センター本部及び各地方事務所の事務局長が参加するブロック別事務局長会議を毎年度1回

以上実施する。

(2) 業務内容の周知を図る取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が、そのニーズに応じたサービスを適時適切に受けることができるよう、地方公共団体等と連携を図りつつ、広く一般的な周知・広報を図るとともに、SNS等の様々な媒体を活用した広報や法教育事業を実施し、ニーズを抱える特定の層に対する戦略的広報を実施する。周知・広報に当たっては、効果検証を行いつつ、費用対効果を踏まえた効率化を図る。

【指標】

- ・社会問題や法改正事項等から広報重点項目を設定し、その項目に関する法教育を年度計画で定めた回数実施する。
- ・SNS投稿を年度計画で定めた件数実施する。

【重要度：高】

支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知されることが前提となることから、重要度は高い。

第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 情報提供業務

民事裁判手続等のIT化等を含むデジタル化社会の進展、多様化する利用者の法的ニーズ、市民生活に関わる各種法改正や犯罪被害者等支援弁護士制度等による支援センターの新たな業務、大規模な自然災害の発生等に適切に対応するため、地方事務所とコールセンターの役割分担等に配慮しつつ、法関連情報のデジタル配信等の情報提供手段の多様化を図るとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。

情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助を始め、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。

また、支援センターとして取り組むべき法教育事業及びその関連事業の

推進を図る（法教育の広報効果については、第３の３(２)において評価する。）。

【指標】

- ・ 情報提供に関する利用者満足度調査において、５段階評価で平均４以上の評価を維持する。
- ・ 法教育アンケートにおける役立ち度評価において、５段階評価で平均４以上の評価を維持する。

２ 民事法律扶助業務

支援センター業務の根幹を成す民事法律扶助業務が、全国において公平・適切に実施されることが重要であることは言うまでもなく、設立から２０年を迎える今中期目標期間において、改めて、民事法律扶助の趣旨に則った公平・適切な運用がなされることを担保するため、その執行状況を確認する。

引き続き、高齢化の更なる進行等の社会構造の変化を踏まえ、法的支援を必要としながら自ら声を上げられない国民等、特に、認知機能が十分でないため自ら法的支援を求めることが困難な高齢者や障害者等に対して、適切な援助を実施するため、福祉機関等との連携を更に強化し、一般の法律相談援助による出張・巡回相談や特定援助対象者法律相談援助を積極的に実施する。政令で指定された非常災害の発生時には、被災者法律相談援助を活用した支援を適切に行う。

また、このようなアウトリーチによるアプローチに加え、デジタル技術も利活用し、利用者に寄り添いつつ、社会情勢の変化や関連法令の改正動向を踏まえたよりの確かつ効果的な支援を行う。

デジタル技術の利活用については、担い手となる契約弁護士等や支援センター職員の利便性の向上にもつなげ、効果的・効率的に業務を行う。

さらに、利用者のニーズ・援助内容・費用負担等を勘案した上で、利用者に必要な代理援助又は書類作成援助に適切に結びつける方策を検討・実施する。

【指標】

- ・一般法律相談援助による出張・巡回相談件数及び特定援助対象者法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。

【重要度：高】

社会や訴訟のIT化や人材難等の社会問題、社会構造の変化に対応し、利用者の特性等に応じて公平・適切に民事法律扶助業務を実施することは、今後の支援センターの発展に不可欠であり、重要度は高い。

3 国選弁護等関連業務

各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間での協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任等が行われる態勢の確保を図る。

裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適切な指名通知を行う。

また、国選弁護・付添サービスの質が向上するよう、支援センターは、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、国選弁護・付添制度に対する契約弁護士の理解の向上に向けた協議や研修を実施する。

【指標】

- ・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。

4 司法過疎対策業務

司法過疎問題への対応としては、従前支援センターが実施してきた、常勤弁護士を司法過疎地域に配置して必要とされる支援を適切に提供し、当該地域の司法アクセス向上を図ることが重要であるとともに、今後は、社会構造の変化等も踏まえ、各司法過疎地域の実情に応じ、地方公共団体等関係機関・団体と緊密に連携し、デジタル技術等を駆使して、支援センターの取組により顕在化されるものも含む当該地域の法的ニーズに対応するた

めの持続可能な支援体制の整備を図る。

【評価の考え方】

本項目は、各司法過疎地域の実情に応じ、当該各司法過疎地域が必要とする支援を提供する取組を実施したかという観点から評価する。

5 犯罪被害者支援業務

令和6年の総合法律支援法改正により新たに導入され、令和8年1月から開始した犯罪被害者等支援弁護士制度が、犯罪被害者等に寄り添った充実したものとなるよう、弁護士会、捜査機関、地方公共団体等の関係機関・団体の理解・協力を得て、各地域における関係機関等との連携体制の構築や契約弁護士の確保を積極的に行う。また、犯罪被害者等が適時適切に同制度を利用できるよう、これらの関係機関等の協力も得ながら効果的で幅広い周知・広報活動を実施する。

犯罪被害者等に対する支援を充実させる観点から、支援センターにおける対応事例の分析や犯罪被害者等のニーズのくみ上げ、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体との協議会を通じた情報共有等を踏まえた業務の質の向上に努めるとともに、支援センター職員及び常勤弁護士の対応力を向上させるため、性犯罪・児童虐待など個々の犯罪被害者等の実情に配慮し、二次的被害防止のための方策等に関する研修や、犯罪被害者等の心情等に配慮した対応をすることに資する研修を実施する。

ストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する法律相談援助等の他の犯罪被害者支援業務についても、適切に周知を図るとともに、弁護士会、警察、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じて適切に援助を実施するとともに、犯罪被害者支援に精通している弁護士及びDV等被害者援助弁護士の紹介体制の更なる整備を図る。

国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われる体制の整備に努めるとともに、被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。

【指標】

- ・全国の地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会・資料提供等を年度計画で定める回数、着実に実施する。
- ・全国の地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体との犯罪被害者支援に関する協議等を、年度計画で定める回数、着実に実施する。
- ・被害者参加旅費等支給につき、2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。

【重要度：高】

犯罪被害者等基本計画を始め、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。

6 在留外国人等の多様な司法アクセス障害を抱える人々に対する支援の充実

在留外国人が増加し続ける中、国民と在留外国人の双方が必要な法的支援を受けることができるよう、多文化共生の理念や各地域の実情を踏まえ、在留支援に係る取組とも必要な連携をしつつ、在留外国人に対する法的支援体制の整備と支援の充実に努める。

また、必ずしも既存の制度のみでは司法アクセスにつながり難い国民等が認められた場合、各々の事情に対応した法的サービスの充実に努める（上記1～5において評価できる高齢者、障害者、被災者等への支援は、本項目では評価しない。）。

【指標】

- ・各年度の多言語情報提供サービスによる対応件数を、第5期中期目標期間中の年間平均以上とする。
- ・外国人支援者向けセミナー（基礎編）について、年度計画で定めた参加者数を確保する。

【指標及び評価の考え方】

在留外国人への支援の充実に軸として評価するため、原則として、上

記指標を基に評価をするが、他のアクセス障害を抱える国民等に対し、積極的支援を実施し、その効果が認められた場合には、当該支援も合わせて評価する。

7 常勤弁護士による多様な支援の拡充

常勤弁護士が国民生活に欠かせないセーフティネットとしての役割を担っていることは上記のとおりであり、これまでも、常勤弁護士は、各地域の実情に応じ、司法ソーシャルワーク、出口・入口支援、被災地における関係機関等との連携・調整など各地域の司法アクセス向上に向けた取組を意欲的に行ってきたが、今後も、積極的にこのような取組を実施し、その充実を図るとともに、全国的な情報共有を行う。

【評価の考え方】

常勤弁護士の取組が、当該地域の司法アクセス拡充に貢献したと言えるか、好事例について支援センター本部が全国の常勤弁護士に情報共有したかという観点から、本項目を評価する。

第5 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費及び事業費の効率化

役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員の給与水準を考慮しつつ、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

一般管理費及び事業費について、引き続き、業務の効率化により経費削減に努めるとともに、将来の債務負担軽減の観点も踏まえた調達の合理化を図る。

【指標】

- ・運営費交付金について、一般管理費（新規・拡充分、人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減する。
- ・運営費交付金について、事業費（新規・拡充分、立替金債権管理事務

処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。)の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。

【重要度：高】

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進める必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。

2 事業の効率化

設立から20年を経過し、支援センター職員の経験・能力の向上が図られる一方で、その採用・配置の難しさや、増加する業務への対応を踏まえ、ますます組織・業務運営における合理化・効率化の必要性・重要性が増している。

デジタル人材の強みを活かし、デジタル技術の利活用による業務フローの見直し等を行うなど、組織・業務運営の更なる合理化・効率化に努める。これも踏まえ、人員についても、適正な再配置を実施するとともに、合理化の検討を行う。

コールセンターにおける情報提供については、一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務等の各業務においては、本部と地方事務所の役割分担、デジタル技術の利活用、事務手続の簡素化等により、引き続き合理的な事務運営を行う。

【指標】

- ・コールセンターの応答率及びオペレーターの占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）について、中期計画で定めた水準を維持する。

第6 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の獲得等

寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努

める。

また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。

【重要度：高】

国家財政が厳しい中、支援センターが充実した法的サービスを提供し続けるためには、一定程度安定的に自己収入を獲得することが求められ、重要度は高い。

【困難度：高】

寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該事務所所在地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該事務所所在地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが困難であるため、困難度は高い。

2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等

引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な立替金債権の管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施する。なお、管理・回収に当たっては、自然災害等による経済事情の変動等に留意し、償還猶予など柔軟な対応をする。免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断するとともに、償還猶予などによる対応可能性も検討する。

回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定し、償還率向上を図るための事務フローの見直しなど、高い償還率の維持に努める。

また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。

【指標】

- ・ 償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末まで

の償還金額」の割合)について、中期目標期間を通じておおむね95パーセントの維持に努める。

- ・償還滞納率(「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合)について、前年度以下とする。

【重要度：高】

償還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、償還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。

【困難度：高】

立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、困難度は高い。

第7 その他業務運営に関する重要事項

1 業務運営の体制維持

上記第1に記載した社会構造の変化等を踏まえてもなお、利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営を維持できるように必要な人的・物的体制の維持を図る。

近年頻発する大規模な自然災害により長期間業務継続が困難となる事態を想定し、緊急時においても業務継続が可能となる体制を整備する。

2 内部統制の確実な実施

(1) ガバナンスの強化

利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させる。

支援センターが設立から20年が経過することを踏まえ、過去に実施した様々な法的サービスをその内容や効果等について総括的な評価を実施するとともに、その評価を業務運営に適切に反映させるべく検討を

進める。

支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。

【重要度：高】

支援センターが取り扱う個人情報、法的紛争に係る極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。

(2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化

国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

3 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図るとともに、これらの基準に基づいた一層適切な執行を実施する。

日本司法支援センター 政策体系図

背景

司法制度改革の必要性

身近で利用しやすく、適正・迅速で、信頼のできる司法制度の構築

- 司法制度改革審議会意見書(平成13.6.12)
- 司法制度改革推進計画(平成14.3.19閣議決定)
 - 民事法律扶助の拡充
 - 司法の利用相談窓口(アクセス・ポイント)の充実とネットワーク化の推進による司法に関する総合的な情報提供
 - 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備(公正中立な運営主体を設けて公的資金を導入)等

●総合法律支援法成立(平成16.6.2公布)

【基本理念】

民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指す

●日本司法支援センター設立(平成18.4.10)

【目的】

総合法律支援関係事業の迅速・適切な遂行

犯罪被害者等施策の一層の推進について
(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

経済財政運営と改革の基本方針2025
(令和7年6月13日閣議決定)

総合法律支援の充実

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025
(令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)

ひとり親家庭への支援やDV被害者支援の更なる充実

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ
(令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定
(令和7年6月6日一部変更))

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

消費者基本計画
(令和7年3月18日閣議決定)

高齢や障害などにより認知機能が十分でない人への援助による成年後見制度等の活用

政策体系

【基本政策】 基本法制の維持及び整備

【政策】 司法制度改革の成果の定着に向けた取組

【施策】 総合法律支援の充実強化(裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。)

日本司法支援センターの主な業務

情報提供

- 弁護士や、司法書士等の隣接法律専門職者などに関する情報等を収集・整理し、以下の方法で提供
 - ・コールセンターの設置
 - ・全国の地方事務所に専門職員を配置

※紛争解決への道案内

民事法律扶助

- 経済的に余裕のない方に対し、民事に関し、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを実施
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談を実施
- 認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施

国選弁護等関連

- 国選弁護等に関する以下の業務を実施
 - ・支援センターと契約した弁護士を国選弁護人等の候補として裁判所に通知
 - ・国選弁護人等に対する報酬の支払

※裁判員制度等の実施を支える国選弁護体制の整備

司法過疎対策

- 司法過疎地域に常勤弁護士を配置し、以下のサービスを提供
 - ・有償での事件処理
 - ・民事法律扶助業務・国選弁護人確保業務の全国均質遂行

犯罪被害者支援

- 経済的に余裕のない、対象犯罪の被害者等に対し、被害回復等のために必要な法律相談や法律事務・付随事務を実施(犯罪被害者等支援弁護士制度)
- DV等の被害者へ被害の防止に必要な法律相談を実施
- 被害者参加に関する以下の業務を実施
 - ・被害者参加人に付される国選弁護士の候補を裁判所に通知
 - ・被害者参加人へ旅費等支給
- 支援に関する情報等を収集・整理、提供(弁護士も紹介)